

松山市結婚新生活支援事業

松山市で新生活をスタートする新婚世帯を対象に、
住宅取得費用や引越費用を補助します



○対象となる人

令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦
(新婚世帯)で、次のいずれかの世帯

- 夫婦ともに婚姻日に**29歳以下**、
かつ令和4年中の夫婦の所得合計額が**500万円未満**
- 夫婦ともに婚姻日に**39歳以下**、
かつ令和5年度の住民税均等割が**非課税**

※申請日に、夫婦の両方又は一方が松山市内に住民登録されていること

○補助の対象となる経費

新婚世帯の居住のために、令和5年4月1日から令和6年3月15日までに
支払った下記の費用

- 住宅取得費用(土地の購入費用は除く)
- 住宅リフォーム費用
- 住宅賃借費用(賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- 引越費用

○補助額

1世帯あたり限度額 60万円

【事業に関する問合せ先】

松山市結婚新生活支援事務局

〒790-0002

愛媛県松山市二番町四丁目4番地2 NOSAIビル2階

専用コールセンター ☎ 089-961-1715

(平日8時30分～17時15分)

↓市HP (Q&A)





対象者の要件

※すべてに当てはまる必要があります。

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日に29歳以下で、かつ令和4年中の夫婦の所得合計額が500万円未満、または、婚姻日に39歳以下で、かつ令和5年度の住民税均等割が非課税
- 申請日に、夫婦の両方又は一方が松山市内に住民登録されていること
- 世帯全員が暴力団員等でない
- 市税を滞納していない
- 生活保護法に基づく保護を受けていない
- 対象経費について、本市、国その他地方公共団体の補助金等の補助を受けていない
- 過去に、地域少子化対策重点推進交付金による結婚新生活支援事業に係る補助金（他の自治体での受給を含む。）の交付を受けていない
- 補助金の交付の決定を受けた日から1年以上継続して申請に係る住居に居住する意思がある



対象経費

新婚世帯の居住のために令和5年4月1日から令和6年3月15日までに支払った下記の費用

◆住宅取得費用

→土地の購入費用は含みません。

◆住宅リフォーム費用

→倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除きます。

◆住居賃借費用（賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

→住宅手当等の家賃補助として一定の金額を定期的に受けているときは当該金額に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けているときは当該支援額に相当する額を控除した額となります。

◆引越費用

→引越業者又は運送業者への支払いに要した費用です。

※婚姻日の1年前から婚姻日前までに発生した費用について、上記の期間に支払った額については対象経費とすることができます。



必要書類

- 申請書
 - 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し
 - 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
 - 夫及び妻の令和5年度（令和4年中）市県民税課税（所得）証明書の写し
- ※以下は必要に応じて
- 貸与型奨学金の令和4年（令和4年1月1日から同年12月31日まで）における返還額を確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
 - 住宅の売買契約書もしくは工事請負契約書及び領収書の写し（住宅取得費用）
 - 住宅の工事請負書もしくは請書及び領収書の写し（住宅リフォーム費用）
 - 住宅の賃貸借契約書の写し及び賃料等の領収書もしくは賃料等の支払額が確認できる書類の写し（住宅賃借費用）
 - 夫婦の両方又は一方の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅を賃借した場合であって、給与所得者である場合に限る。）
 - 引越しに係る領収書の写し（引越費用）

【事業に関する問合せ先】

松山市結婚新生活支援事務局

〒790-0002

愛媛県松山市二番町四丁目4番地2 NOSAIビル2階

専用コールセンター ☎ 089-961-1715

（平日8時30分～17時15分）

↓市HP (Q&A)

